

Title	帰属の類比と比例性の類比 : Francisco de SuarezとJohannis a Sancto Thomaの場合
Sub Title	"Analogia attributionis" and "Analogia proportionalitatis" : studies on the analogy in Suarez and John of St. Thomas
Author	箕輪, 秀二(Minowa, Shuji)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1958
Jtitle	哲學 No.35 (1958. 11) ,p.27- 50
JaLC DOI	
Abstract	I intend, in this paper, to show the significance of Suarezian interpretation on the "analogy" of St. Thomas, compared with that of John of St. Thomas. My main points of discussion are followings: 1) The Suarezian interpretation. 2) The background of his interpretation. 3) The reason why Suarez rejected Caitanian interpretation. 4) Analogy in John of St. Thomas (ANALOGIA PROPORTIONALITATIS). 5) Objection of John of St. Thomas to Suarezian interpretation. 6) "ANALOGIA PROPORTIONALITATIS" and the metaphysical significance of Suarezian interpretation.
Notes	哲学,慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000035-0032

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

帰属の類比と比例性の類比

—Francisco de Suárez と Johannis a Sancto Thoma の場合—

箕輪 秀一

(I)

聖トマスの類比を廻りての解釈に就いては、カセタヌベの簡潔にして、然かもトマスの大半のものをして何いわれに附加を許されぬ程の明晰なる分析が存在する⁽¹⁾。然し我々が泡ノカセタヌベに対して、全く攻撃的な態度を取る者として、ペアノベ (Francisco de Suárez) を挙げる事が出来る。

ペアノベのカエタヌスの解釈の拒否に就いて見る前に、我々は先ず類比に就いて自身の説を考察して見よう。
(I) ペアノベによれば帰属の類比 (analogia attributionis) に於いては、表示された本質は内的に本質的に類比項の或る「うのゆ」 (primum analogatum) に存するばかりでなく、又他の類比項の裡にも存在する。と考

れる。勿論この場合或る「いのもの」に依存しては居るがとにかくその他残余の類比項の裡に存在すると考える。

(II) 次第に彼は比例性の類比 (analogia proportionalitatis) との帰属の類比との関連を示して次の様に考へる。即ちカヨタヌスとは逆に、この比例性の類比は常に帰属或いは比喩 (metaphor) の要素を必要とするに考へる。彼によれば、或る形相が或る「いのもの」に先ず存在し、「義的に他のものの中へ存在する」に於く場合には、何時でも帰属の類比が存在すると考へるが故に、この第一の説は第一の説から必然的に出で来ると言ふべし。

従つて我々は又カヨタヌス自身によつて示された、比例の類比 (analogia proportionis) と就いて述べられた定義、即ち、類比者は本来的に一義的に或る「いの類比項 (primum analogatum)」に存し、その他の「もの」は外的に派生的にのみ存在するが故に、定義は無意味となり、又消滅せざるを得なくなる。

以上が類比の伝統的な考え方と反するスマレスの解釈であるが、これに就いて尚詳細に検証して見よう。

先ずスマレス自身の挙げてある「いの説の理拠 (ratio)」に就いて考察する。

前述の第一の説に対しても次の三點に亘つてスマレスは理拠を示す事により且つその説の正当化を論ずると回答に、又聖トマスの真意を汲む者としている。

先ずその一 (一) 聖トマスが「真理」、「善」を神と被造物に屬するものとに分けられを各々彼自身帰属の類比とした事 (S. Theol. I p. q. 16. art. q. 6. art. 4.) 及び同様の説を、神と被造物とに區しての存在に就いて述べた事 (I. contra Gent. cap. 32.)、更に「真理論證集」(2.de Veritate art. 11.) など、神と被造物、実体と偶性とに就いては、前後関係によつて理解されねども「いの」の前後関係とは、前後関係によつて述語される事である事であつて、正に帰属の類比に外ならない。

第一(一)、帰属の類比には、ただそこにあるが依存して来る或る一つの、本来的な類比項が、すべての類比項の裡に存在すると云う事であつて、類比者がその他の二義的な類比項に外的にそして派生的な(denominative)仕方で、第一のものと関係する事は必ずしも要求しないのである。類比の定義は元來「各々の類比項のある一定の項に於いて統一され、そしてこの項と各々の類比項との諸関係によつて多様化している」と云う事だけであつて、或る一つの類比項には内的に、他の類比項には外的に類比者が存在すると考へる事は当を得ない。

第二(二)、「健康」は動物にも又薬草にも帰属の類比によつて述語される。然し薬草に就いて述べられる場合の健康は外的な命名(denomination)ではない。むしろこれは内的関係である。即ちそれによつて薬草が「健康的」であると命名される當の本質である。明らかにこの関係は何らか或る内的なものに基礎を置いてゐる。即ち「健康を生ずる能力」と云う様なものを。(S. Theol. I p. q. 16. art. 6.)

ペアレスは第一の説に対しても上三點を挙げて自己の説を確認せんとする。次に彼の第二の説に対しても同様二点に亘つてその理拠を示せんとする。即ち、

第一(二)、如何なる種の類比に於いてもある意味は或る一つのものとの関係に於いて理解されるべきである。然かもその一義的本來的な意味はすべての他のものの定義の中に含まれねばならない。(S. Theol. I p. q. 13. art. 6; q. 16. art 6.) 但し聖トマスの權威に基づいてなれど、この様な条件は帰属の類比の特性であるからして、又かかる類比は比例の場合に於いても要求せられると考へる。

第一(二)、元來比例性は、厳密な意味に於いて (absolute loquendo) 一義的なもの (univocale) の如く見出される。例えば、「人間」は「動物である」こと、「馬」は「動物である」こと、それぞれ比例的に相応する。

これは決して一義性に抵触しない。従つてこの一義性が排除され、類比が生ずるためには、或る類比項への或る類比項の何らかの依存が、加うるに比例的な関係 (comparatio proportionalis) が要求される。それで或る本来的な類比項 (primum analogatum) が存在し、そしてその他残余の類比項がこの本來的なものに依存しやしないでないといふのが命ぜられる場合、確かに比例の類比もしくは比喩の類比 (analogia metaphorae) が存在する。關係 (proportio) や比較 (comparatio) から全ての同等性を排除するのが、帰属や、比譬の要素である。

以上がスアーネの類比に就いての解釈である。

以上の説がひいて又当然、カニタヌスの説を拒否せんとする理拠も推察されるやうだが、彼は二つの理拠を以てカニタヌスを拒否せんとする。我々は次に之れに就いて考察して見よう。

(1)

それでカニタヌスの拒否は、又比例性の類比の拒否を意味する。先ず、第一に、如何なる類比も本來的な意味での比例性 (proportionalitas) を基づいてはならない。——これは一義的な事物の間に於いて得られるのであつて、かかる比例性から出発する概念は又一義的 (univoce) である。ふつて比例性の類比 (analogia proportionalis) は似てしなじむの、110の比例 (proportiones) を要求する。即ち類比の形相 (analogum) は本來的にはあるものの、その存在しないものとの比例或いは比較によって存在すると考えられる。かかる種類のものは如何なるものでも、神と被造物との類比から排除されねばならない。被造物が存在と呼ばれるのは、神に

対する或る種の比例性からではなく、それが自己自身に於いて「或る物」であるからであつて、決して「無」ではないのである。存在は一般的に事実として「或る物」(extra nihil)なのである。

理由の第一」として、又比例性の類比は、比喩的(metaphor)、或は形象的な(figurative)意味を含むが故に拒否される。被造物は本来的な意味に於いて、それ自身の「存在」によって「存在」なのであって、決して比喩や形象的なものに由るものではない。上述の事からしてカエタヌスによる如き比例性の類比は排除されるからして、スアレスにとっては神と被造物との間に生ずる類比、眞の類比は、帰属の類比と考えられるのである。

従つて、スアレスの問題は結局、かかる帰属(attributio)は如何なものであるかと云う事にならう。これは明らかに一つのものが第三のものとの関係に於いて生ずるが如き類比ではない。これはむしろ『或るもの他のものに対する帰属』(attributio unius ad alium)と考えるべきである。我々の神に就いての種々の命名は、必ず我々によつて被造物に帰属されるが、これらの種々の命名は現実的には又一義的に神に属さなければならぬ。我々が被造物の中に先づ存在する諸々の諸特性を知るに至ると云う事実は、何ら神の裡に之れを表象する或る物が存する事を毫も妨げはしない、云うのはこれらの或る物は本来的な意味で神の裡に存在しそして神から出来たものであるからして。それ故若し我々が名辞の中に命名の方法を無視し、単に示されたもののみに注目するならば、これは本来的な意味で神に適用すると云われ得ようとスアレスは考える。スアレスは帰属を二つの種類、即ち外的帰属(attributio extrinseca) 及び内的帰属(attributio intrinseca)とに分ける。⁽⁴⁾前者は勿論カエタヌスによつて比例の類比として考察されたものであり、後者に於いては、類比の本質はすべての類比項の裡に内因(intrinsic)に存在する、然かも一つのものは本来的に、他のものは「の項との関連に於いて存在する。

勿論前述した如く、この場合でもすべての類比項に内的に類比の形相は存在すると考える。第一の場合に於いては、類比の形相を本来的な類比項が、その命名の原因となるものを取むる。第一のものは、全くこれとは逆であつて、或る項が他のものを規定するとは云われないのである。しかる類比概念が取出されて来る類比の形相は、すぐの類比項の中に存在するのである。そしてこの類比概念は、それが実現される場合に於いては、何より多いとか、より少いとかの程度は存在しないのである。然かもこの類比的な事物の類似性は、ある統一された概念、unitas を所有してゐるのである。この様な考え方によつてスアレスは、神と被造物の間に生ずべき類比は、内的帰属—帰属の類比—によつてのみ表わされると考へる。外的帰属の場合には—カニタヌス—とは比例の類比—被造物の存在は命名の目的のために何ら神との関連の下に置かれる事になり、かかる関連の下に置く事は存在一般としてではなく特殊な意味即ち被造的なるとして被造物を規定する事になつてしかねふ考へる。バーベニアトは『Omnis vera analogia proportionalitatis includit aliquid metaprora et improrietatis, sicut ridere dicitur de prato per translationem metaphoricam』である。又これが「擬態次」の如き提論が由て來る。『analogia proportionalitatis propria non est inter Deum et creaturas』

(III)

さて、かかるスアレスの類比の解釈、伝統的なカニタヌスの解釈に對照的な説は、全くその先駆者がないわけではない。否むしろ一見独自な見解と見られる。このスアレスの説もペグインのネオトマズムによつたがれた

結論に依存している事が指摘されるのである。この伝統の代表者として、又スアレス自身の説の先駆者として、我々はペトルス・フォンセカ (Petrus Fonseca) の類比の説に就いて少しく立入って考察して見たいと考える。⁽⁵⁾ かかる事によつてスアレス自身の説に対する学説史的な理解も可能となる。何故にかかる伝統的なカエタヌスの説を上述の如き論理を以つて拒否し去つたかの理由も理解し得よう。

さてフォンセカ自身は、アリストテレス及び聖トマスの註解をなしている。この註解の中に我々は又彼自身の類比に就いての説を見る事が出来る。先ず、彼のカエタヌスの見解と異なる点、その重要点を考察して見よう。

フォンセカは類比の種類を帰属の類比 (*analogia attributionis*) と、比例の類比 (*analogia proportionis*) とに分けている。カエタヌスと大体の点に於いて同様の見解を持ちながらも、一方カエタヌスと全く一致しない一つの思想系列を持つたと云う点に於いて、彼自身は一つの特徴を示していると言えよう。

彼の問題は次の点である。神と被造物との間に比例性の類比が存する事は、勿論疑いの余地のない事、問題はこの二つのもの間に又帰属の類比が存在すると云う事である。これを如何に説明するかと云う事である。この問題に關して考えられる反論が二つ存在する。

若し類比が帰属的なものであるとするならば、被造物は外から命名され、本来的な意味で「存在」とは云われない事にならうと云うのが第一の反論である。

更に帰属の類比に於いては、被造物の定義は必然的に神に含まれている、然し被造物は結局のところ直接的に理解され得、又定義され得る、と第一の反論に対しても次の一の解答を与えていた。即ち、カエタヌスと同様、外的なものの外に、又内的な本来的な命名が存在する——これは

勿論カエタヌス自身による比例性の類比によって得られるものであるが——と考える。

第一に帰属の類比が、比例性の類比と共に用いられる場合に生ずる所謂「混合した場合」(the mixed case)から考察する場合には、比例の形相はすべての類比項の裡にも存在し得ると考える。我々が更に神と被造物との帰属の類比に就いての彼自身のより深い動機を検討する場合、この第一の解答は、彼にとってより支配的なものであった事がうかがえる。彼自身、被造物はこのものの神への存在を考える事なしには理解し得ないと考えるが故に、被造物は神から理解されねばならないと云う反論を一般的には承認するのである。がフオンセカは神と被造物との間に、本来的に、一義的に、適用さるべき類比の種類の点に至ると今迄のカエタヌス的解釈とたもとを完全に分つのである。即ち帰属の類比、比例性の類比の何れの類比が本来的に神と被造物との間に適用されるべきかと云う問題に対してもフオンセカは次の如き解答を示すのである。即ち、两者何れも同等のものとして考えられるのであるが、然しむしろ帰属の類比が先ず最初に来るべきだと考えるのが妥当である、と云うのは被造物は神からその存在を受けるのであり、従つて被造物の相互の関係と神に対する被造物の関係を持つてゐるからであると彼は云う。又アリストテレスの『「範疇論」註釈』に於いても彼自身の説として上述と同様の説を表明している。ここでもカエタヌスの説に従つてゐるのであるが、帰属の類比に関しては意見を異にしてゐる。何故にカエタヌスと意見を異にするかの理由に就いては前述の通りであるが、この解答の曖昧さから、尚一層明確にしてこの二つの反論に答へんとするのがスアレスの解釈である。フオセンカはむしろカエタヌスの類比解釈に対しても、又反論に対しても何れも何らかの理拠のある点を汲みそれらの正当性を認め、これを調和せんと試みるのであるが、スアレスはこの態度を明確にしたと考えられる。結局これらの解釈は、神と被造物との間に生ずる類

比の中何れの類比を第一義的に認めるべきかに就いて、各々の立場が分かれて来ると考えられるが、その際これらの解釈の相異は結局、神と被造物との間の存在論的解釈の相異に依存して来る様に考えられる。上述したる如く、スアレスはカエタヌスを全面的に拒否したのである。これは又比例性の類比を神と被造物の間に起るべき類比から排除すると云う結果となつて表わされて來るのである。

さて以上で大体、スアレスの類比に就いての説とその理拠が示されたと思う。そして如何なる理由で伝統的なカエタヌスの説が拒否されたかをその先駆者の説を辿る事によつて、一応理解し得たと思う。

結局彼の類比に就いての説はこうである。比例性の類比を比喩の類比に還元し、帰属——然かも内的帰属の類比を説く事によつて個々の存在者の存在性を確保しつゝ、然かも神との被造物関係を保持せんとするに在ると考えられる。かかる点からして又カエタヌスの比例性の類比を否認し去ろうとするに在ると考えられる。

さて前述したる如くスアレス自身の類比の説も、聖トマス自身のテキストに基盤を置く事によつてトミストたる事を主張するのであるが、然しそうだからと云つて彼自身の説が、真であるとは限らない。我々は次ぎにカエタニストとして知られるヨハニス⁽⁷⁾ (Johannis a Sancto Thoma) に従つてスアレスに対する反論を考察して見たいと思う。又かかる考察によつてスアレスの説の誤謬と、類比に就いての我々の正しい理解と云うものを持ち得る事が可能となろうかと思われるのである。⁽⁸⁾

(四)

それで我々は次ぎにスアレスの説に対するヨハニスの解答に就いて考察しよう。彼は、カエタヌスに従つて以下、スアレスの一つの類比解釈に対して各々理拠を示して反論する。

先ずその第一部から始めよう。

といひで前述したるスアレスの説(一)に就いて再び述べて見よう。スアレスの説では帰属の類比に於いては、表示された形相 (analogum) は単に或る 1 つの類比項 (primum analogatum) とのみ存するばかりでなく、その他の類比項に於いても存在する、と云う事である。勿論其の他の類比項は、この本來的な類比項に依存しては居る、と云う事である。之れに対するヨハニスの反論を述べて見よう。

一般に帰属による類比に於いては、必然的に類比項の中の 1 つの項 (primum analogatum) に存在しその他の類比項にはただ外的 (extrinsecus) に又命名的 (denominative) に存在するゝ者である。勿論スアレスの云う如く、この内では内的な関係は残余の類比項の中に前提され得よう、が然しこれらの類比項が、類比的に命名され、或る一定の類比的形相の下に置かれるのは、スアレスの云うが如き、内的、関係によるものではない。この内的関係によつて、始めてこれらの諸類比項が本來的な類比項に統合されるのである。すべての類比項に存在する内的な形相によつて、或る類比者 (analogum) を形成するのではなくて、この内的関係によつて、これら残余の類比本來的な類比項に關係させられるのである。従つてこの様な結びつき、関連を持つ事によつて、これら残余の類比

項は、本来的な類比項によって、類比的な仕方で命名されるのである。然かぬの命名は前述の如く外的に命名されるのである。例えば「健康」は動物にも尿にも又薬草にも何れに就いても適くられるのであるが、本来的に

は動物に就いて述べられ、薬草、尿に於いてはただ、他の動物に於いて述べられた健康、動物との内的関連に従つてのみ、「健康」がわざるるのである。その他のものは健康は存在しないのである。《In herba, urina et medicina, non est sanitas》

勿論、この處の何れの部分も聖トマス自身に従つてゐる。ハーバーは理拠を明かにせん。

最も、《隕属する類比》に於いては内的 (intrinsic)、本来的な類比項と、外的 (extrinsic) とは、残余の類比項のことを類比形相 (analogum) が存在する。ハーバーのトキベトがこれを以てして、
「S. Theol., I-II p. q. 20. art. 3 ad 3; I q. 16. art 6; 4. metaph. lect. I.」の最後のトキベトに於
して副トマス曰く、「ubi possit debere inveniri in uno analogorum tantum secundum propriam
rationem, a quo alia denominatur」

聖トマスによると、聖トマスの隕属の類比は次の様にだる。類比の形相 (analogum) は、本質的とはヤバトの各項の中にある。これが固有の本質と存在の仕方を所有するのならば、各項の中の「primus analogatum」に於いてである事である。

ついで次を以て、残余の類比項が内的にいの本来的な唯一の類比項に關係をもつたる或物——(勿論上述の如く、
の感る物によつてすばとの類比項が類比的に命名された事は明白である)——を所有してゐる事に就
つては、聖トマスは次の如く曰く。「quamvis sanitas non sit in medicina et urina, tamen in utroque est

aliquid, per quod hoc quidem facit, illud autem significat sanitatem.» (S. Theol., I p. q. 16. art. 6.) 聖トマスの類比者は類比的な統一性を保持し、然がむ前に本來的に命名されてくると考えられる。従つてその他殘余の類比項には、それによっていわゆる類比項が本來的な類比項に關係するようだ或る物が存在するのである。

例えば、『薬草が健康を生ずるには、能力から受け取る命名は「健康」ではなくむしろ動物の中は本來的に云われる「健康」に対する關係』である。同様に又尿が健康的であると云われるのは、この動物の健康との関連に於いて云われるのであつて、この尿は動物の健康に於いては、全く外的なものである。従つて健康を示す能力のみが考慮に入れられる場合には、「健康的」であるが云われやむに止むそれを下すの (significative) とするを得よう。以上がスマレンズの説の第一部に於けるヨハニスの反論の大要であるが、ヨハニスは更にこの命名を与えるべき形相（類比者・類比の形相）(forma denominans) の存在の仕方に就いて次の如く分析せんとする。

すべての類比項に、かかる類比の形相が内在的な形相として存在するとすれば、すべてのものは、かかる形相によつてそれぞれ、「あれ」「これ」と呼ばれるのであり、特別に、事更、他のものの中に存在する、形相を用いる必要はない。何い他のもの中は、存在する形相への帰属によつて命名される必要はなくならうし、又從つて比例の類比（帰属の）も無意味となるうと考へる。ヨハニスはこれを説明するためにかかる形相の各類比項の中は、在る在り方を仮定して次の様に考察する。

先づこの形相が、類似 (similitudo) や同一性 (aequalitas) の仕方で 1 である場合、
第一に、この形相が比例的 (proportionale) 1 なる場合、

第三に、この形相が全く別箇であり個々別々である場合、

この様な三様の在り方が考えられる。それで第三の場合には勿論、多義性 (aequalitas) となり、何らの類比一類比は多義性と一義性との中間者である——とはなり得ない。又第一の場合には、勿論一義性となる。ところで第二の場合には、形相は内的に、すべての類比項の中に、比例的な統一性として、存在する事が可能となる。ところでこれは比例性の諸性格を満足させる事が出来る。従って比例の類比が上述した場合から除外され、特に一つの類比として考察され得るためには、結局、命名は、すべての類比項の中に存在する形相によつてでなく、むしろ内的に或る一つのものの中に存在する形相によつてでなければならない。そしてこの形相によつて残余の類比項に命名を与えなければならないと云う事になるのである。従つて上述の例を再び取上げるならば健康は内的には動物の裡に存在するが、尿や薬草の裡には、この健康の形相は、内的には存在しないのである。かかる形相は、それらのものに對しては單に外的な命名の意味しか持たないのである。

以上がスアレスの第一部の論に対するヨハニスの分析であり反論である。我々は次ぎに更にスアレスの第一部に対するヨハニスの反論に就いて考察しよう。

先ず、スアレスの説の第二部(II)は結局比例の類比は常に比例性の類比性の類比を含むと云う事、云い換えれば、比例性の類比は比例（帰属）の類比を、その要素として、要求すると云う事である。元來スアレスによれば、或る形相が、或るものの中に存在し、そして一義的に、他のものの中に存在する場合には、何時でも、比例（帰属）の類比が生ずると考えるからして、比例性の類比が生ずる場合、当然この帰属の類比の要素を含むと考えられるわけである。

かかるべトノベの誤に對して聖トマスの誤に從ひて、三カリバヌルを體破れんや。

先ず彼は聖トマスのトキベトを総介する。 (2. de Veritate. art. 11; I. Ethic. lect. 7.) 聖トマス de Potentia; 7. 7. や明確なるものとの類比を、区分して次の様に説いてゐる。神と被造物とは於いて、同質的な善が存在する所である。(勿論かかる事は不可能な事だのだが) ——最も眞の善が(被造物の)他の善(神の)がある。派生したゆるやならぬ所の善 ——《存在 (esse) は終やく釋迦は、遍るの神と被造物との一義性を排除するやといへ》 (ex diversa habitudine ad esse adhuc impediretur univocatio⁽⁹⁾)。

更に又聖トマス次の様に説く。《比例的の類比 (聖トマス曰く) の類比は就して analogia secundum intentionem et secundum esse ある」が、やがての類比項の種別内的に存在せねばならぬ』 (Sententia. I. dis. 19. q. 5. a. 2. ad 1.) 云々。更に『存在の超越者が眞の種差 (differentia) は區分せらるべ』 (3. Metaph. lect. 3) 云ふ。かくて聖トマス自身のトキベトが云ふ、何らの比喩や何らの帰属もなし、容易に真正な類比が存在し得るとは、ヨリベは虚謬である。この様の云ふ超越者の超越者が、それ自身の帰属も比喩も何ら存在しないのがだがふと。却つてその諸性格の何れがが存在するからだがふと。この超越者は超越者となるべくないといつぱりあらう。何らの帰属も比喩もなしと、類比が成立する理由に対し、尚三カリバヌルは分析する。元來、比例や同等性の比較は、絶対的な一義的な相似を所有してゐる事物間に於いて考察されるのが普通である。かくして人間が動物であると云われぬ如く馬も動物であると云われ得るのである。といふに、かかる同等や、比例の統一性のみが統一性ではなく、むしろ他の、更に大きい統一性と謂ふのが存在する。即ち一義的な相似の統

一性 (unitas similitudinis univocae)、かかる一義的な相似の統一性に基づくところの比例 (関係) の統一性は、決して一義性を排除しないのである。ところで全く制限のない絶対的な相似が存在しない場合、前述の比例の統一性は——たとえそれが内的な形相間に於いて考察されるとしても——決して一義性を構成する事が出来ないのである。何故ならば、この場合の統一性は、絶対的な意味での、又あらゆる点からしての統一性ではないからである。この統一性は、勿論一義性よりは劣るものであり、これは類比的な統一性なのである。之れに就いては、動物に於ける「心臓」と、家に於ける「土台」とを比較する場合には、比較的容易に明確となる。この「心臓」と、「土台」に、「原理もしくは、基礎」 (principium) の名称を与える。ところでこの「原理」なる語は動物と家との何れにも共通に分け与られて居る何らかの本性 (本質)、或いは何らかの完全な相似を示してはいない。この「原理」なる語は、心臓と家との各々の形相の関係を、示しているのであって、これには、この関係しか示されていないのである。換言すれば、家に対する土台の如く、その様に動物に対して、心臓は関係するのである。両者は「原理」と云う概念の中にのみ、或る統一性を保持しているのであって、この統一性は、事物或いは本性の相似、或いは統一性を示しているのではないのである。これはあくまでも関係の統一性、或いは相似の統一性なのである。上述したところから、何らの帰属も比喩も存在しなくとも、比例的な統一性の結果としての類比と云うものが、存在し得る事が理解出来よう。かかる類比は、比例的な統一性に附隨している何らかの相似もしくは一致の統一性に基づいてはいない。その様な場合に於いてのみ生ずるものである。従って類比と云うのは全く関係の比較によって、即ち各類比項のすべてに存在する内的形相によって、構成されるのである。かかる類比は帰属の場合とは異なり、ただ或る一箇の類比項の中に存在する形相からの、派生的な或るいは比喩による

つて生ずるが如きものではないのである。とヨハニスは反論する。確かに「心臓」は動物の「原理」であり「土台」は家の「原理」である。何らの比喩なしに眞の意味で各々そう呼ばれるのであるが、尚両者は類比的に又「原理」と云われるのである。勿論、其の他超越者の例をとる場合に於いても同様の事が云われ得るのである。

(五)

以上がスアレスに対するカエタニストとしての、ヨハニスの反論であるが、彼の説の結論を述べる前に、今一度この両者の討論に就いて、多少註釈的にまとめて書いて見よう。

第一の問題(I)は、帰属の類比は各々の類比項に内在する形相を持つと云う事である。カエタヌスやヨハニスの説く如く何故にその本来的な第一義的な類比項にのみ類比の形相が存し、他の類比項にはただ二義的な意味に於いてしか存しないのかと云う事である。元来スアレスによれば、帰属の類比に於いては、勿論その本来的な類比項に依存的ではあるが、とにかく類比の形相は各類比項の中に内在しているのだと説く。これに対してもヨハニスは若し内在する形相の存在を許すとするならば、何故にその内在する形相によって各々の類比項を命名しないのか、この形相の存在を許すとすれば、何もわざわざ他のものの中に存在する形相を用いて命名する要はないであろう。従つて又帰属の類比の意味はなくなつてしまふであろう。たとえスアレスが帰属の類比に於いては帰属的に各類比項は本来的な類比項に關係すると云つたとしても、結局のところ内在する形相も認める限り上述の帰結はまぬがれないであろうと、ヨハニスは論難する。スアレスが何故にこの形相の内在を認めたか、又どの様

に斯く考へる事が誤りであるかを更にヨハニスは聖トマスのテキストを引用しつつ反論する。即ちスアレスが帰属の類比の定義の基礎となつた形相、これはヨハニスにとっては或る内的なものに相違ないが、この内的な或る物は、各々の類比項に内在する内的な或る物ではなく、むしろ本来的な類比項 (*primum analogatum*) と各類比項との間に生ずべき内的関係なのであると反論する。聖トマスは『薬草が健康的であると云われるのは、あくまで動物の裡に存在する健康との関係に於いてである』と云ふ。即ち薬草が健康を生ずると云ふ能力から受けとる命名は、「健康」ではなくて、動物に於ける健康との関係なのである。勿論その他「尿」に就いても同様の事が云い得る。この動物の健康にとつては「尿」も「薬草」も共に外的 (*extrinsecus*) なものである。これをスアレスは誤解したのではなかろうか。尚ヨハニスは内的形相の在り方を分析する事によつて帰属 (比例) の性格——本来的な類比項に於いて内的に形相が存し、外的には其の他の類比項に於いて存在する——をスアレスに対し規定している。

さて第一の説(II)に對して如何に駁論するか。

先ずスアレスの意見は次の如くである。第一の説から帰結されて来る事であるが、帰属の類比は比例性の類比の要素をすべて含むと云う事である。スアレスによれば、本来的な類比項に依存しては居るが、とにかく内的に形相をすべての類比項が所有している事から、結局比例性の類比は否認されてしまう。然し聖トマス自身はこの二つの類比を明別している。聖トマスにとつては、たとえ帰属や比喩が拒否されたとしても尚、神と被造物との間の『存在に対するそれぞれの関係の相違は尚一義性を拒否する』のである。かかる点からしても帰属の類比に比例性の類比は吸收され得ない独自な内容を保持している。尚、ヨハニスは一義的な相似の統一性 (*unitas uniti*)

voce similitudinis) と類比空だ統一性 (unitas analogice) ふね比較する事によひて、何らの帰属や比喩が存在しだべる、比例的た統一性の結果としての類比の存在を證めんべや。『ベリバニム、《Ergo datur analogia sine aliqua attributione seu metaphoria per solam unitatem proportionalem.》

以上がペアレスの説に対して比例性の類比の存在を主張せんとする『ベリバの説』である。

上述のふじわらかの帰属の類比の意義は、比例性の類比の存在は明確になつた事と思ふ。

帰属の類比が如何なるものであるか、又如何なるものであつてはならないのか、限界がはつきりした事と思ふ。尚、次第に『ベリバ』はペアレスの説の基礎となつてゐる聖トマスの議論に対するスマレンダ自身の採用の方に就いて答えてゐる。これを見る事によつて、又聖トマスの云わんとする事の正しい解釈の仕方も理解出来よう。聖トマスのテキストに従つてしむと云う事と、かかる解釈が真意を得て居ると云う事とは自ずと別物であるから。次にヨハニスに従つてスマレンダ自身の説が理拠してゐるとする聖トマスのテキストに就いての批判的考察を見よ。

(六)

まずはスマレンダが自己の説の基礎として引用している聖トマスのテキストの部分(一)を再び見てみよう。聖トマス自身、「真」や「善」を神的なものと被造的なものとに分けて、これを帰属の類比と考えた事、更に同様の説を凡ての存在に就いて述べてゐる事、そして又神と被造物、実体と偶性との間にも帰属の類比によって理解され

れるべからずある。サンスはかかる聖トマスのテキストに基いて、帰属の類比の正當性を説くのであるが、それに於するヨハニスの解答を見よう。勿論聖トマスによれば或る見地からすれば「神と被造物実体と個性等の關係は帰属の類比と云われるが又異なった見地からすれば比例的の類比」と云われ得るのである。然しその聖トマス自身の説が示す様に、神と被造物との間に見出される「神」の類比は「神」の両者に内在する形相 (forma inherens) の關係であるのであつて、この類比は帰属や比値によって出でるのである。

ヨハニスは反論する。最も聖トマスによれば、『Unumquodque dici bonum similitudine bonitatis divae sibi inherente, quae est formaliter sua bonitas denominans ipsum』。即ち聖トマスは、「神」の類比は本來的に事物に内在する形相 (神) に歸属するのである。彼ヨハニスは、神の類比を以ての形相の事物内在性の故に、(secundum bonitatem inherentem rebus) 他の帰属や比値の類比より一層神の類比を以ての形相の事物内在性の事物内在する形相を取扱つたのである。ヨハニスは反論する。『Non ergo analogia secundum attributionem Doctor Thomas attribuit, quod dicitur secundum formas inherentes, sed magis analogiae proportionalitatis』。

ヨハニスはバトーネの説の理據がないと直ちに (18) を再び見ねたので、彼は帰属の類比には本來的な類比項の存在する形相が依存的に他の類比項の中に、存するが如きだとは云ひ、義的な残余の類比項の中に外的な仕方で命名されるなどと云う条件は何の要求しないかと考へる。かかるバトーネに対しヨハニスは、その様な類比に於ける類比項は帰属によって成る一つの項と關係あるのであり、何ら内的な理據によつて命名が得ないと解答する。

第三のバアレスの説(13)に対してヨハニスは次の如く解答を与える。即ち薬草はその健康を医やすと云う能力によって内的に健康に關係する。従つて的な意味で、健康に薬草は關係すると云われる所以て決して内的に「健康」であると言われ得ないのである。かくして「健康」は動物に於いてのみ形相の役割を持ち薬草についてはただ外的な命名する名称としか考へられないのである。それで次にバアレスの第一部の論拠に用いられた聖トマスの引用文に対するヨハニスの解答を見よう。

先ず聖トマスに従うとする第一の論(II-1)に対しての解答は次の如くである。かかる一般的な命題に於いて聖トマスが田論んだのは帰属の類比のみに限定して叙べたのであってすべての種の類比に就いてなされたものでないことを先ず考慮に入れねばならない。これはバアレス自身が引用したテキストに於いては、聖トマスは形而上学的な見地よりむしろ論理学的 (dialectice) 見地より類比を論じたものと考えられる。即ち事物の例から (ex parte rerum) もうはむしろ名稱の側面 (ex parte nominum) 取扱つたものと考える。形而上学的な類比の取扱いに於いては事物の側面に於ける不等性 (inaequalitas) が、論理学的な取扱いに於いては、表示や命名の様式 (modus significandi et nominandi) の不等性が問題にされるのである。この点に就いては動物や尿に關して述べられる「健康」や、神や被造物に比喩的に用ひられた名稱に就いて聖トマスが用いた例によりて明確となる。被造物に於いても見田れる神の他の諸属性——例えば「善」——に就いて聖トマスが述べる場合、この表示された事物に關してはいわれのものより先に神に帰属せられる、——これは神から出て来たものであるから——とは居るが然し聖トマス自身、外的な命名の原理のようには神に帰せられるとは云つていないのである。ヨハニスは考へる。聖トマス自身はただ帰属の類比のみに限つて、ソルモン

たと考えるべきである。又スアレスがこの第二の論の理拠として引用するテキストの一一番目に於いてはすべての類比に就いて聖トマス自身述べていないと云う点からして又、論ずる必要なしとヨハニスは答える。

さて第一の問題(II.2.)は相似の比例を表現せんとする限りこの比例の比較（比例性）は何ら一義性を排除しない。元來類比は比例的な統一性以外の何らの統一性も一致も存在しない場合に於いてのみ生ずるのである。比例性が一義的なものの中に行われると云う事実は、若し比例性の統一性よりも大きい統一が、何ら含まれぬならば類比を構成しないと云う事を証しはしないのである。よしたとえ表示された形相が内的にすべての類比項の中に存するとしても、ヨハニスは云う。⁽¹²⁾

(七)

以上我々は類比に就いてのスアレスとヨハニスの説を紹介して來た。何故にそして如何に、スアレスがカエタヌスの説を拒否して内的帰属の類比を採用するに至つたか、を先駆者ペトルス・フォンセカを併せて考察する事によつて明確にし得たかを思われる。次いで、我々はかかる内的帰属の説に対する反論を提出し、更にカエタヌスの説に戻らんとするヨハニスの説を考察して、何故に又如何にして、ヨハニスがスアレスの内的帰属の類比の説を拒否して比例性の類比、真の類比——即ち神と被造物との間に生すべき類比——を採用せんとしたかを彼自身の言葉の中から考察して來た。内的帰属の類比——神に対する被造物の依存性に於いて成立する類比であり、かかる類比の考察は既に神と被造物との内的関係を前提せねばならない——なしにも我々の中に比例性としての

類比が成立する事によつて、ヨハニスは一度失われたカエタヌスの比例性の類比を眞の類比として樹立せんとする。このに於いては何等被造物と神との依存関係——内的関係を考慮に入れずとも成立する。この類比に於いては、各類比項に存在する事物内在的形相 (*forma inherens*) のみがその主要素であり、かかる内的形相の比例的関係に於いてのみ我々の断絶せる存在の類比 (*analogia entis*) の意義が生れて来るのである。スアレスの類比の説に於いて要求される依存性——被造物の神に対する——は既にこれらのもの間に存在関係——内的存在関係——を要求すると云う点で又聖トマスの類比の中、「神からする被造物の類比」となる。之に対してもヨハニス及びヨハニスによつて、始めてその意義を高められたカエタヌスのこの比例性の類比は、聖トマスにとての「被造物からする神の類比」となる。前者がネオ・プラトニズムの系列を踏むものとすれば、後者はアリストテレニアズムの系列に属すると考えられよう。更に類比は元来神に就いての被造物からする知識を獲得せんとする試みであるとするならば、我々にはこの比例性の類比を以つてむしろ我々に与えられた神への不完全ながらの可能的認識の足掛りとも云ひ得よう。この点に於いて、この比例性の類比を形而上学的類比と名付け得よう。何れにしろ、内的帰属の類比を導入する事は帰属の形式的な性格を誤る事となり帰属と比例性の類比との区別を曖昧にしてしまう事である。スアレスの帰属の類比はただ聖トマスが帰属と比例性との混在せる類比への特殊的な適用をなしていいる様な場合にのみ限つて引き出して来たものと考えられる。⁽¹³⁾ 結局のところ、スアレスの類比の説の誤謬はかかる帰属の類比の本性を形式的に把え得なかつた事、間違つて把えた事、結局、この類比が実際に (actually) 何であるかを把える事に失敗したと云う事に由来していると考えられよう。⁽¹⁴⁾

スアレスの説は神と被造物との間に存在する内的関係（依存関係）を前提として出発した。かかる存在論的前

提かぬ。又彼は唯神の存在解釈を攻撃して、眞理を正確に区別した。シカハス・ダントン (Duns Scotus) の存在概念は、物の存在の一義概念に帰属しうものである。かかる存神の一義性を云ひては、形而上の破滅を照へ結果とだらうがむを得たことである。Parmenidean-Heracleitian Dilemma もこの形而上学的一者と多者の問題に対する積極的な解答よりも形而上の問題であり、これが類比によつて——形而上の類比が神の存在の様相がかかる類比によって外なる理解し得たことへの事実から由来する——我々は形而上の類比を望む事が出来よう。

(23)

- (一) Thomas de Vio Cardinalis Caietanus (1469—1534), *De Nominum analogia*, ed. P. N. Zammit. O. P., Romae, 1934. Caietanus の論述は神の本性を論じたものである。Maritain (Degree du savoir), Manser (Das Wesen des Thomismus), Garrigou-Lagrange (Dieu, son existence et sa nature), Penido. M., T-L (Le rôle de l'anthologie en théologie dogmatique) がある。
- (二) Francisco de Suárez (1548—1617), *Disputationes metaphysicae*, disp. 32. sect. 3, Vivès, Paris, 1877. Suárezian Theory の著者である Descroqs, (*Institutiones metaphysicae generalis*), Van Leeuwen, (*L'analogie de l'être*); Laurent, (*Quelques réflexions sur l'analogie*), Patterson (*The Conception of God in the Philosophy of Aquinas*), Lyttkens (*Analogy between God and creature*). これらは多くの著者がある。
- (3) Lyttkens, Ibid. がある。
- (4) Suárez, Ibid., XXVIII. sect. 3.
- (5) Petrus Fonseca, (d. 1597.), University of Coimbra の教授。ペドロ・ペドロ・ペドロ・ペドロ・ペドロ・ペドロ。
- (6) analogia proportionis が彼によつて Caietanus の analogia proportionalitatis と対比される。

- (7) Johannis a Sancto Thoma. (1589~1644), Curusus Philosophicus Thomiscus, Tom I, Marrietti 編註, Cajetanus & analogia 論は、彼によつて有効めたいた。彼自身前掲書の類比と論じて述べる箇所で (Logica. II. p. q. XIII art. 3) 次の様に曰く。『……a Caietanus disputatae sunt, in opus. de Analogia Nominum, ut nobis locum non reliquerit quidquam aliud excogitandi』。上掲かく Cajetanus は校注の関係が明確になつた。
- (8) 我々はよりや遅れてトマス自身の具体的に用ひられた帰属 «attribuere» と就いてキリスト教的考察を「あらねども。たゞかの事よりて始めて歸屬の類比の正確な理解を可能になつた。然し限られた紙数は、その読みを許せなかつ。然し結論的におひだむことの <«attribuere»> は聖トマス自身に於いても曖昧であり従つて種々の解釈をおこす結果となつたんほつ得られへ。
- (9) 何様な圖表を圖書に見ゆ。《Diversus modus existendi impedit univocam praedicationem.》
- (10) Johannis は St. Thomas 並び見ゆる Disputationes の議論の様式を採用して Suárez に対して Respondeo ふたぐ ペルニ。cf. Logica II p. q. III. (p. 498)
- (11) Johannis; Ibid., p. 489.
- (12) 以上の議論の説明は冗長に過ぎた感があるが、かかる論議の末を得られたる眞の類比の理解をもつて捨てがたしゆのと思われるのを敢て紹介した。
- (13) リの点に就いて最も深く分析した者に Penido (Le rôle) がある。彼は帰属と比例性との明別を聖トマスがなし得るる (8. Ethic. lect. 96.) 事を指摘してゐる。彼によれば聖トマスがいたるの区別を与えた唯一の理由は一方の類比は外的 (extrinsecus) であり他方 (比例的) は内的 (intrinsecus) であるとしてゐる。
- (14) 勿論聖トマス自身もかかる解釈を生みしめるが如き圖表をなしてゐる。これに就いての聖トマス自身のテキストを引用し得なかつたが、Johannis の論争中で我々は読み取る事が出来ると思う。尚かかる分析的研究に就いては前掲の Lyttkens. (pp. 246—266) を参照された。
- 《本稿は昭和三十一一年度本塾学事振興金補助により共同研究者有働勤吉・柏木英彦両氏の援助によつて成れる研究の一
部である》